

「山口県母子家庭等自立促進計画」の改定（素案）について

1 策定趣旨

国の基本方針（母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針）の見直しを踏まえ、現行の「山口県母子家庭等自立促進計画」を見直し、今後の母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上に向けた諸施策を総合的に推進するための基本指針となる計画（改定版）を策定する。

	H20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
[国]	旧基本方針(H20～H26、7年間) ※H25.3に対象期間を見直し、終期を2年延長							→	改定基本方針(H27～H31、5年間) ※H27.10改定				
[県]	母子家庭等自立促進計画(H20～H27、※3年延長あり)							→	改定計画				

2 位置づけ

「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づく都道府県計画（努力義務）

3 計画期間

平成28年度～平成31年度（4年間）

※国の基本方針及び関連する県計画の「やまぐち子ども・子育て応援プラン」、
「子どもの貧困対策推進計画」の終期と合せる。

4 名称

「山口県ひとり親家庭等自立促進計画」に改める。

※「母子及び父子並びに寡婦福祉法」の一部改正（H26.10月）により、父子が
明記されたため

5 計画改定の基本的な考え方

現行計画の5つの施策体系を継承することとし、本県のひとり親家庭等の現状や課題を踏まえ、国の基本方針で示された都道府県が講ずべき措置や本年7月に策定した「子どもの貧困対策推進計画」に記載のある関連する取組について本計画に位置付け、総合的・計画的に施策を推進する。

6 母子家庭等の現状（H24年度山口県母子・父子世帯等実態調査）

○母子世帯は増加し、父子世帯は減少。

区分	H19年度	H24年度	増加率	全国増加率
母子世帯数	16,128	18,044	11.9%	7.6%
父子世帯数	2,873	2,520	△12.3%	△7.5%
世帯総数	599,862	601,583	0.3%	3.4%

※全国増加率はH18年度→H23年度

○母子世帯は年収300万未満が7割以上で平均年収も243万円と少額。

区分	300万円未満	400万円未満	平均年収	全国平均年収
母子世帯	73.0%(76.0%)	84.2%(84.5%)	243万円(226万円)	291万円(213万円)
父子世帯	35.2%(28.0%)	52.3%(44.9%)	401万円(441万円)	455万円(421万円)

※()内はH19年度。 全国平均年収はH23年度(H18年度)。

